

※消せるボールペンや修正液は使用しないでください。

訂正の際は二重線で訂正可能です。

# 記入例

## 離婚届

令和 年 月 日届出

埼玉県川口市 長 殿

窓口に出す日を記入

受理 令和 年 月 日		第 号		通知(送付)令和 年 月 日		第 号	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	
(フリガナ) 夫 カワグチ タロウ	妻 カワグチ ハナコ						
氏 名	川 口 太 郎			川 口 花 子			
生 年 月 日	平成元年 1 月 1 日			平成2 年 12 月 31 日			
住 所	埼玉県川口市青木2丁目 1番1号			同左 青葉マンション201号			
本 籍	埼玉県川口市青木二丁目1 番地						
(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の 氏名 川 口 太 郎						
父母及び養父母 の 氏 名	夫の父 川 口 雄一	続き柄 長 男	妻の父 荒川 拓郎	続き柄 母 正子	続き柄 二 女		
父母との続き柄	母 優子		母 正子				
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には、 その他の欄に書いてください)	養父	続き柄 養 子	養父	続き柄 養 女			
養母			養母				
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 和解		年 月 日成立		
	<input type="checkbox"/> 調停		<input type="checkbox"/> 請求の認諾		年 月 日認諾		
	<input type="checkbox"/> 審判		<input type="checkbox"/> 判決		年 月 日確定		
婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		アラカワ タクロウ				
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる						
	埼玉県川口市幸町一丁目6 番地 筆頭者の氏名 荒川 拓郎						
未成年の子の 氏 名	父母双方が親権を行う子 川 口 春 雄						
	父(夫)が親権を行う子 川 口 夏 美						
	母(妻)が親権を行う子 川 口 秋 子						
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 川 口 冬 江						
(協議離婚で親権者の定 めをした場合)相違なけ れば、それぞれが図のよ うにしるしをつけてくだ さい。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親 権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて 合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親 権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて 合意した。					

### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いて  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域  
1 台湾  
2 バレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停調査の簿本  
審判離婚のとき→審判書の簿本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の簿本  
認諾離婚のとき→認諾調書の簿本  
判決離婚のとき→判決書の簿本と確定証明書

事件簿番号

親権を行う未成年(18歳未満)の子を  
当てはまる欄に記入してください。

(6)同居の期間	令和元年 1 月 から	令和2 年 10 月 まで
(7)別居する前の 住 所	埼玉県川口市青木2丁目1 番地 番 1 号	
(8)別居する前の 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年…)</small>	
(9)夫妻の職業	夫の職業	
その他	婚姻中の氏名で必ず本人が 自署してください。	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 川 口 太 郎 印	妻 川 口 花 子 印

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	川 口 雄 一 印	荒 川 拓 郎 印
生 年 月 日	昭和35 年 1 月 10 日	昭和38 年 12 月 1 日
住 所	埼玉県川口市大字東本郷 944番地の1	埼玉県川口市幸町一丁目 6番18号
本 籍	埼玉県川口市大字東本郷 944 番地 1	埼玉県川口市幸町一丁目 6 番 番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
親子交流について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをすることの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□
養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫時的に養育費を支払うこととなる。 ※経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入がある)の教育費、医療費など、諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

該当する子がいるときは  
当てはまるものに☑してください。

は、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされている利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親権を行使するときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp